

○美咲町債権管理条例施行規則

平成30年3月27日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、美咲町債権管理条例（平成29年美咲町条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事務の所管)

第3条 債権の管理に関する事務は、当該債権発生の原因となる事務を所管する課等の長（以下「債権所管課長等」という。）が所管する。

(債権管理簿)

第4条 条例第5条の債権管理簿は、債権管理簿（様式第1号）とする。ただし、債権管理簿以外の記録（電磁的記録を含む。）により必要に応じて確認することができる場合は、当該記録を債権管理簿とみなすことができる。

2 債権所管課長等は、その管理に属すべき町の債権が発生し、帰属し、又は他の債権所管課長等から引き継がれたときは、遅滞なく、これを債権管理簿に記載しなければならない。当該記載事項に変更があった場合も、同様とする。

(督促)

第5条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に行うものとする。

2 別に定めがある場合を除き、前項の督促を行う場合は、当該督促を行う日から10日以内の日を期限として指定して行うものとする。

(延滞金・遅延損害金の減額又は免除の手続)

第6条 美咲町税外収入金に係る督促及び延滞金徴収条例（平成17年美咲町条例第64号）第3条第3項及び美咲町私法的収入金の督促及び遅延損害金に関する徴収条例（平成29年美咲町条例第2号）第6条の規定による延滞金、遅延損害金（以下「延滞金等」という。）の減額又は免除は、当該延滞金等を納入すべき者からの延滞金等減額（免除）申請書（様式第2号）による申請に基づいて行うものとする。

2 債権所管課長等は、前項の申請があったときは、遅滞なくその内容を審査した上で、承認又は不承認の決定をし、延滞金等減額（免除）承認通知書（様式第3号）又は延滞金減額（免除）不承認通知書（様式第4号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(督促から強制執行等の措置をとるまでの期間)

第7条 条例第8条の相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(保証人に対する履行の請求の手続)

第8条 条例第7条の規定に基づき保証人に対して行う履行の請求は、請求書（様式第5号）を保証人に送付することにより行うものとする。

(債権の履行期限の繰上げの手続)

第9条 条例第9条の規定による履行期限の繰上げは、民法（明治29年法律第89号）第137条の規定その他の履行期限の繰上げに関する定めにより、これを行うことができる場合に行うものとする。

2 条例第9条の通知は、履行期限繰上通知書（様式第6号）を債務者に送付することにより行うものとする。

（債権の申出等）

第10条 条例第10条の配当の要求その他債権の申出は、次に掲げる事由が生じたことを知った場合において行うものとする。

（1） 債務者が強制執行を受けたこと。

（2） 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

（3） 債務者の財産について競売の開始があったこと。

（4） 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。

（5） 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。

（6） 債務者について相続の開始があった場合において相続人が限定承認をしたこと。

（7） 債務者である法人が解散したこと。

（8） 第4号から前号までに定める事由のほか、債務者の総財産について清算が開始されたこと。

2 条例第10条第2項に定めるもののほか、町の債権を保全するための必要な措置は、債権者代位権（民法第423条第1項の規定に基づき行使する権利をいう。）又は詐害行為取消権（同法第424条第1項の規定に基づく取消権をいう。）の行使とする。

（担保の保全）

第11条 債権所管課長等は、その管理に属する町の債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他第三者に対抗し得る要件を備えるための必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止の手續）

第12条 条例第11条の相当の期間は、1年とする。

2 債権所管課長等は、条例第11条の規定による徴収停止の措置（以下この条において「徴収停止措置」という。）を行った場合は、債権管理簿に「徴収停止」の表示をするとともに、当該徴収停止措置の内容及び理由を記載するものとする。

3 債権所管課長等は、徴収停止措置をとった後の事情の変更等により、当該徴収停止措置を維持することが不適当となったことを知ったときは、直ちに、当該徴収停止措置を取りやめなければならない。

4 債権所管課長等は、前項の規定により徴収停止措置を取りやめたときは、債権管理台帳に「徴収停止取消」の表示をするとともに、その取りやめの理由を記載しなければならない。

（履行延期の特約等の手續）

第13条 条例第12条第1項の規定による履行期限の延長は、債務者からの履行延期申請書（様式第7号）による申請に基づいて行うものとする。

2 債権所管課長等は、前項の申請があったときは、遅滞なくその内容を審査した上で、承認又は不承認の決定をし、履行延期承認通知書（様式第8号）又は履行延期不承認通知書（様式第9号）により債務者に通知するものとする。

（履行延期の特約等に係る措置）

第14条 債権所管課長等は、その管理に属する非強制徴収債権について条例第12条第1項の規定に基づき履行期限を延長する場合は、担保を提供させるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 同一債務者に対する同一種類の非強制徴収債権の金額の合計額が5万円未満である場合

（2） 履行期限を延長する非強制徴収債権が債務者の故意又は重大な過失によらずに発生した返還金に係るものである場合

（3） 債務者から担保を提供させることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

（4） 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいない場合

（5） 既に十分な担保が付されている場合

（履行延期の特約等に付する条件）

第15条 債権所管課長等は、条例第12条第1項の規定に基づき履行期限を延長する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

（1） 当該非強制徴収債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができること。

（2） 次に掲げるときは、当該非強制徴収債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が、その財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該非強制徴収債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された金額についての履行を怠ったとき。

ウ 第10条第1項各号のいずれかに掲げる事由が生じたとき。

エ 債務者が前号に規定する条件その他の当該延長に付された条件に従わなかったとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不相当と認められるとき。

（免除の手續）

第16条 条例第13条の規定による免除は、債務者からの債務免除申請書（様式第

10号)による申請に基づいて行うものとする。

- 2 債権所管課長等は、前項の申請があったときは、遅滞なくその内容を審査した上で、承認又は不承認の決定をし、債務免除承認通知書(様式第11号)又は債務免除不承認通知書(様式第12号)により債務者に通知するものとする。

(債権の放棄)

- 第17条 債権所管課長等は、条例第14条の規定に基づき債権を放棄しようとするときは、債権放棄に関する調書(様式第13号)を調製の上、処理しなければならない。

- 2 条例第14条第1号及び第3号の相当の期間は、3年とする。

(個人情報の収集)

- 第18条 町長は、非強制徴収債権の管理のために必要な個人情報の収集を行う場合は個人情報調査同意書(様式14号)により、事前に債権者の同意を得なければならない。

(その他)

- 第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第24号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。







様式第2号（第6条関係）

延滞金等減額（免除）申請書

年 月 日

美咲町長 様

住所

氏名又は名称

債務の種類	
債務の金額	
延滞金の金額	

上記の債務に係る延滞金について、次の理由により減額（免除）してください。

（理由）

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第3号（第6条関係）

延滞金等減額（免除）承認通知書

第 号

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付で申請のあった次の債務に係る延滞金等の減額（免除）については、承認しましたのでお知らせします。

債務の種類	
債務の金額	
延滞金の金額	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第4号（第6条関係）

延滞金等減額（免除）不承認通知書

第 号

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付で申請のあった次の債務に係る延滞金等の減額（免除）については、不承認となりましたのでお知らせします。

債務の種類	
債務の金額	
延滞金の金額	
承認しない理由	

備考

- 1 必要に応じ、この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

美咲町長

請 求 書

債務の種類	督促(未納)金額	年度	納入通知書番号
	円		

債務者の氏名	
債務者の住所	

あなたが保証人となっている上記債務者の債務については、納期限（ 年 月 日）を  
経過しており、督促をしてもなお完納されておりませんので、至急納付してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

美咲町長

履行期限繰上通知書

先に納入の通知をした（債務の種類及び金額）については、納期限が 年 月 日とな  
っておりましたが、下記の事由により、納期限を 年 月 日に繰り上げますので、これ  
により納付してください。

記

（履行期限を繰り上げる事由）

備考

- 1 必要に応じ、この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第7号（第13条関係）

履行延期申請書

年 月 日

美咲町長 様

住所

氏名又は名称

債務の種類	
元本債務の金額	
履行延期の理由	

上記の債務について、次の条件により履行期限を延期してください。

履行期限	
(その他の事項)	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第8号（第13条関係）

履行延期承認通知書

第 号

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付で申請のあった次の債務に関する履行期限の延期については、承認しましたのでお知らせします。

債務の種類	
債務の金額	
履行期限	
延納利息	

ただし、次に掲げるときは、延長された履行期限を繰り上げることがあります。

- 1 債務者が町の債権上の利益を害する行為をしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 2 分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
- 3 町が債権者として配当の要求その他債権の申出をする必要があると認めたとき。
- 4 上記のほか、債務者の資力の状況その他の事情の変更により、当該延長に係る履行期限によることが不相当となったと認められるとき。  
(その他この債権を保全するために必要な事項)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第9号（第13条関係）

履行延期不承認通知書

第 号

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付で申請のあった次の債務に関する履行期限の延期については、不承認となりましたのでお知らせします。

記

- 1 債務の種類及び金額
- 2 履行期限
- 3 承認しない理由

備考

- 1 必要に応じ、この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第10号（第16条関係）

債務免除申請書

年 月 日

美咲町長 様

住所

氏名又は名称

債務の種類	
債務の金額	
履行延期の特約等をした年月日	

上記の債務について、次の理由により免除してください。

(理由)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第11号（第16条関係）

債務免除承認通知書

第 号

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付で申請のあった下記の債務の免除については、承認しました  
のでお知らせします。

記

債務の種類及び金額

備考

- 1 貸付金債権について、中間機関たる債務者について免除する場合にあっては、その債務者の当該第三者に対する貸付金についても免除することの条件を付すること。
- 2 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第12号（第16条関係）

債務免除不承認通知書

第 号

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付けで申請のあった次の債務の免除については、不承認となりましたのでお知らせします。

記

1 債務の種類及び金額

2 承認しない理由

備考

- 1 必要に応じ、この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。



美咲町長 様

個人情報調査同意書

債務者

氏名

生年月日

住所

電話番号

1 美咲町が保有する個人情報

今後、私の美咲町に対する債務の履行に遅滞が生じた場合には、その債務の回収に必要な範囲で、美咲町が保有する私の下記に記載された個人情報（以下この項において「情報」という。）について、情報を保有する所管課から情報の提供を受け、利用することに同意します。

- ・ 美咲町が有する私に対する債権について、滞納の有無及び滞納の内容と金額
- ・ 勤務先の名称及び住所（特別徴収義務者の名称及び住所）
- ・ 預金口座のある金融機関名及び支店名
- ・ 町民税・県民税に関する情報（収入及び所得の種類並びに金額、収入に係る支払者の名称及び住所、所得控除の種類及び控除額、生命保険の控除の対象となった保険料の支払先の名称、住所等）
- ・ 固定資産税に関する情報（固定資産課税台帳に登録された土地及び家屋の所在地、価格、所有状況等）
- ・ 地方税法第15条による徴収猶予、同法第15条の5による換価の猶予、同法第15条の7による滞納処分停止の措置の有無
- ・ 生活保護受給の有無

2 美咲町が保有しない個人情報

私の美咲町に対する債務の履行に遅滞が生じた場合には、その債務の回収に必要な範囲で、美咲町が、私の個人情報を保有する関係諸機関に調査を行い、私の個人情報の提供を受けることに同意いたします。

- ・ 美咲町が金融機関から、取引口座の有無及び取引状況の提供を受けることに同意します。
- ・ 美咲町が、保険会社から、加入状況及び保険契約内容の情報の提供を受けることに同意します。
- ・ 美咲町が、私の勤務先又は受注先から、私が有する給料債権、報酬債権、売掛金債権に関する情報の提供を受けることに同意します。
- ・ 美咲町が、私と賃貸借契約を締結した貸主、賃貸物件を管理している不動産管理会社、賃貸物件を紹介した不動産仲介業者から、私の連絡先、転居先住所の情報の提供を受けることに同意します。
- ・ 美咲町が、公的年金機関から公的年金の情報の提供を受けることに同意します。

◎ 連帯保証人又は保証人が調査に同意する場合は、下記に主債務者の氏名を記入してください。

主債務者	
------	--

債務の種類	みさきネット使用料・住宅使用料・水道使用料・農業集落排水使用料 貸付金（ ）・その他（ ）
-------	--

様式第1号 (第4条関係)  
様式第2号 (第6条関係)  
様式第3号 (第6条関係)  
様式第4号 (第6条関係)  
様式第5号 (第8条関係)  
様式第6号 (第9条関係)  
様式第7号 (第13条関係)  
様式第8号 (第13条関係)  
様式第9号 (第13条関係)  
様式第10号 (第16条関係)  
様式第11号 (第16条関係)  
様式第12号 (第16条関係)  
様式第13号 (第17条関係)  
様式第14号 (第18条関係)